

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和元年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和元年9月17日(火) 開会：午前10時 閉会：午後0時9分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第16号 和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて
議案第20号 筑西市印鑑条例の一部改正について
議案第21号 筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第25号 筑西市コミュニティプラザ条例の一部改正について
議案第27号 筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第33号 筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について(分割付託分)
議案第37号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

4 出席委員

| | | | | | | |
|-----|--------|------|--------|----|--------|--|
| 委員長 | 津田 修君 | 副委員長 | 三澤 隆一君 | | | |
| 委員 | 中座 敏和君 | 委員 | 稲川 新二君 | 委員 | 石嶋 巖君 | |
| 委員 | 尾木 恵子君 | 委員 | 箱守 茂樹君 | 委員 | 赤城 正徳君 | |

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 津田 修

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和元年9月26日(木) 開会：午後 1時35分 閉会：午後 1時46分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議員提出議案第3号 最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書(案)の提出について

4 出席委員

| | | | | | | |
|-----|--------|------|--------|----|--------|--|
| 委員長 | 津田 修君 | 副委員長 | 三澤 隆一君 | | | |
| 委員 | 中座 敏和君 | 委員 | 稲川 新二君 | 委員 | 石嶋 巖君 | |
| 委員 | 尾木 恵子君 | 委員 | 箱守 茂樹君 | 委員 | 赤城 正徳君 | |

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） おはようございます。それでは、ただいまから総務企画委員会を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立をいたしております。

それでは、早速、着座でひとつよろしく申し上げます。本委員会に付託されました議案について審査してまいりたいと存じます。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、和解及び損害賠償議案1案、条例議案5案、補正予算案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

まず初めに、総務部でございます。議案第16号「和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて」審査を願います。

（「済みません、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 委員会のときの質問というのは、何か3回までとかいろいろ決められているかと思うのですが、今回もそういう感じですか。もしあれならば一問一答でお願いできればと思うのですが。

○委員長（津田 修君） そうですか。それでは、私1人で決められませんので、皆さんにちょっとお諮りをしたいと思います。今尾木委員さんのほうからお話がありました。要するに質疑の問題でございます。これをどういうふうにしたらいかなということ、ちょっとお願いをしたいというふうに思います。

議案、今まで3回だったのですか。

（「3回までです。基本は」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） （続）そういう決まりなのですね。

（「決まりということではないですけども、基本はそうです」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） （続）3回にするかそれとも一問一答、この2つをお諮りすればいいわけですね。

それでは、その2つをお諮りさせていただきますが、3回以上でもよろしいのかどうか、その辺で、そちらでもいいという方はちょっと挙手を願いたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） （続）一問一答のほうがいいの。一問一答ということによろしいのでしょうか。

もう1度ちょっとお手を挙げていただけますか。

（「ある程度制限しないと長引いちやう」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） （続）でも、多数ということなので……

はい、稲川委員。

○委員（稲川新二君） 質問の内容、答えによっては、委員長の判断で続けさせるのもいいのかと思います。一問一答ということではなくて。

○委員長（津田 修君） わかりました。

それでは、余り時間とか何かがありましたら、私のほうで少しストップさせていただくような発言もあるかと思しますので、その辺のことをちょっとご了解いただきたいというふうに思います。

それでは、早速総務部のほうからご説明をお願いしたいと思います。

議案第16号「和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて」審査を願います。

管財課から説明を願います。

大谷管財課長、よろしくお願ひします。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷でございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第16号「和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて」ご説明いたします。

下記のとおり、損害賠償金を支払うことをもって和解するので、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、相手方は、筑西市在住で、個人でございます。和解の趣旨は、前項の相手と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解する。賠償金の額は、2,010万8,000円でございます。事件の概要は、本市が平成30年12月11日に相手方と土地売買契約を締結し、売却した次項の土地について、相手方が建築工事の際に掘削したところ、農業用ビニール、コンクリート片、アスファルト片等の埋設物を発見した。売買物件は、所在が筑西市玉戸字山ヶ島1807番1、地目が雑種地、面積が858平方メートルでございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。ご意見のある方、挙手をしてひとつよろしくどうぞお願ひします。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 議案質疑のときもたくさんいろいろ出ていましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、まず市が購入してから、昭和45年に市が購入したというお話を聞きました。それからそのときは市としては、市民病院の駐車場に使っていたということで、その市民病院が使うまでの間、結構購入してからあいていますよね。23年間ぐらいあいているのかな。昭和45年に買って駐車場として使ったのがかなり後ですよ。だから、その間にこのいろいろなものが埋められてしまったのではないかと、いうふうに市のほうは答弁しておりましたけれども、その間の管理というか、その辺資料がないとかと言われてしまうとそれまでなのですけれども、市が購入して、目的があって買ったのかと思うのですけれども、実際に使い始まったというのが、駐車場として使ったというのはかなり後だったので、その間何でそんなに早く購入したのかなという部分が、ちょっとまず最初疑問になったのです。

それと、資料がないというのだったら、その資料というのは、要するに何十年保管とかという、そういう規定があってあれしてしまったのですか。やっぱり後々になってそういう土地の売買なんていうのは、特にこういう補償問題につながってしまうということが多いので、そういう資料というのは、非常に大事になるかなというふうに思うのですけれども、それはある程度何十年と決まって、あとはもう破棄し

てしまってもいいような、そういう状況なのでしょうか、まずは。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） お答え申し上げます。

市が取得してからしばらくの間使われずに駐車場として使用するまでどうしたかということだと思っておりますが、これまで議案質疑等でお答えしてはいますとおり、実際のところ資料はなく、その辺のところはわかかってはございません。その資料の保管の決まりはあるかという点でございますけれども、ファイリングシステムというものがございまして、その導入以降は、何年間保存するということが決まっておりますが、その当時、今から50年近く前のものについては、その前に破棄された形跡というか、そういった可能性も高く、実際残っていないということが実情でございます。我々のほうとして資料を確認しましたところ、当時の契約書、そういったものは出てきてはございますが、そのほかに関するもの、特にどういった土地を利用して、どのように管理したかという部分については、発見されていない状況でございます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ファイリングシステム以降は、ファイリングシステムはいつごろからあれで、それ以前のものは、何ももうないということでしょうかないのですね。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） ファイリングシステムですが、その正確なお答えではないかもしれませんが申しわけございません。手元に資料がないので正確に答えられませんが、平成の1桁台に下館市において導入されたものというふうに考えております。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回、弁護士の方にご相談をしてこういう形になったということなのですからけれども、その弁護士さんに相談する前でも後でも構わないのですけれども、そういう埋設物が出てしまったという時点で、補償という問題よりもまず、そういうのが出てしまったのでは申しわけないからということで、市のほうで買い戻そうというような選択はなかったのですか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 市で買い戻しというか契約解除だと思っております。当初埋設物が発見された、ちょっと若干経緯だけご説明いたします。初めに、埋設物が発見されたのが4月10日でございます。これは、相手方が土地の北西部、端っこの部分です。そこに屋外の水道を引くための給水管の工事をやったところ、地中から農業用埋設物、ビニール埋設物が発見されたと、そういった一報を受けて初めてそれがわかったと。こちらについては、私ども職員もそちらに向かいまして、現場のほうの状況を確認していると。この時点において、弁護士と実は相談をしております。市のほうで契約書に瑕疵担保責任特約をしておりますので、その考え方、どういうことなのかと。弁護士のほうからは、農業用ビニールが出てきたからすぐ瑕疵担保という話にはならないと思うと。ただ、今後ほかの場所から埋設物が発見されて、今後の土地利用上の重大な障害となる場合には、そういった可能性がありますよというお話をいただきました。相手方とは、その出てきた農業用ビニールを端っこに寄せてもらいまして、後日市のほうでまとめて処分をするという話で、そのときは落ちつきました。

しかし、その後、4月16日に相手方が建設中の建物の付近、あれはたしか仮設の電気を引き込むための

電柱を引き込むため掘ったところ、深さ1メートルのところから塩ビ管やタオル、ビニール等が出てきたという連絡がございました。こちらについては、職員が行ったのですが、既にそういったものは処分されて、確認することはできませんでした。しかし、相手方から市のほうに、地中内をよく調べてもらいたい、見たいという話がございます、実際に4月19日に試掘調査をしたところ、これまで説明してきた埋設物等が発見されたということで、この時点において弁護士とも相談をしまして、こうなってくるとその土地を利用する上で重大な工事費等もかかるので、過失責任が伴うのだろうという話が実際ございました。

この上で、この時点で市のほうとしても、いろいろな選択肢を考えたわけがございます。契約解除、代替地、工事を実施するという点。それぞれにいろいろな事情もございました。まず、契約解除について申し上げますと、契約解除をすれば当然土地代の返金、それとその時点で建物の工事がある程度進んでいますので、建物の補償、さらに土地が戻ってきてまいりますので、その埋設物の入った土地が戻ってくる。ほかに建物、使う用途のない建物が戻ってくると。代替地については、ここに別の土地を探すということもありまして、実質相手方には、こちらはできませんとはっきりお答え申し上げます。最後の工事については、市が工事を実施した場合に、建物は建設され、また建つ以上、全ての問題を解決するというわけには実際いかない部分がございます。そういったこともあって、相手方とはなかなか市として解決に向けた具体的な提案というか、そういったものを示せない状況ではございました。ですので、全くその買い戻しというか、解除は考えなかったというわけではございません。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 本当だったらいろいろそういう法律上の部分もあるのかもしれないのですけれども、売ったものに対して、俗に言えば売ったものが不良品だったら、ではなかったことにしましょうというか、こっちがでは誠意を持ってそれをでは買い取りますよというような状況があってもよかったのかなという思いでちょっと今聞かせていただきました。

それと、この売買契約書を見させてもらって、この瑕疵担保と書いてある第8条ですけれども、これちょっとここを読みますけれども、乙、要するに買ったほうです。「乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足、または隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることができない」とあるのですけれども、これは今回当てはめるとどういうふうに捉えればというか、読めばいいのですか、この文は。

○委員長（津田 修君） お願いします。大谷管財課長。

○管財課長（大谷公生君） こちらの契約書の瑕疵担保についてですが、こちらの瑕疵担保については、土地の売買というか土地を売買しますと、その土地に全く埋設物がないということは、まずほとんどあり得ない状況でございます。これまで市で売却した土地についても、使っていない配管が出てきた、あるいはコンクリートのちょっとしたものが出てきたというお話は、実際にいただいています。そういった軽微なものについても、トラブルとならないようにこの瑕疵担保責任をつけているものでございます。先ほどもお答えいたしましたのですが、弁護士ともこの点について相談しました。この瑕疵担保責任、瑕疵担保の特約をもって今回のものはどうなのかと。弁護士からは、これまでの判例等から、こちらの瑕疵担保責任特約は否定されるだろう。売主としてその土地土地の性質というか商品としての価値、性質そのものが否定されるこれまでの判例もあるので、誠意を持って対応すべきではないかというお話はいただいております。

○委員長（津田 修君） 尾木委員さん、1人で10分やっていますので、ほかの方もあってしょうから、

あと1問ぐらいにしてもらえますか。

○委員（尾木恵子君） わかりました。では、今回はちょっと責任的に大きいからという形で、この部分は使えなかったというふうなことで今答弁いただきましたけれども、ちょっと私は納得できないのは、ここにそういうふうなものをきちんと文言として入れていないですね。要するに、こういうことがこれからもあるのだったらばあれなので、ある程度弁護士さんのあれだけではなくて、文言としてここに入れるようなことというのはできないのですか。

それと、やっぱり売り買いというのをやるからには、買う人もどんな人なのかという部分も、どういう調査をしたのかわからないのですけれども、その辺はどうだったのかという部分と、今後どういう対応をするのかだけお願いします。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、よろしくお願いします。

○管財課長（大谷公生君） 瑕疵担保の特約のところに、尾木委員さんが言ったような文言を入れられないかという点でございますが、今後弁護士等と相談しながら、入れられるかどうか、その辺は検討してまいりたいと思います。

それと、買う人についての調査というか、そういったものはどうかというお話でございますが、必要な書類も出していただいて、適当であるというふうに考えて、その方に売却をするというふうに決定したものでございます。

あと、今後の対応については、今後も市のそういった未利用地を売却していかなければならないというふうに考えていますので、今後同じようなことが起きないように、土地の利用の状況であるとか、地歴とかどういった地目であったのか、あるいは周辺の方に聞き取り等も行いまして、その上で試掘調査等を実施して、こういったことがないように注意してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかの方。

石嶋委員、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） きょう来ましたら、机の上に何だかわからないのが、この黒塗りがありまして、合計が2,010万8,000円、これがあるのですが、この項目、黒塗りにする必要は全くないのではないかとと思うのですが、やはり国会でよくのり弁当なんて問題になりましたけれども、やっぱりこういう合計が出ていて細目出せないというのは全くおかしい。まして地方自治ですから、公平、公明正大にやっていくのがまず必要なのではないかと最初に言っておきます。

何でこれそれぞれのA、B、C、Dが黒塗りにしたのか、説明をお願いします。

それと、今、課長のほうから話ありましたが、4月10日に配管工事で土中からごみが出たということでありましたが、市のほうに連絡来たのが4月16日に入電があり、建物付近からごみが出た。担当職員が現地に赴いたと。4月19日に試掘をしたらビニール、コンクリート、アスファルト、袋、空き缶が出てきた。きょうは、課長のほうからはタオルも出てきたという話があったのですが、6月5日にまた試掘をしたということなのですが、この日にちと、行ったことは間違いはないか確認します。これが2つ目。

3つ目は、ビニール、コンクリート、アスファルトでは、ロット番号とかそういうのはわかりませんが、空き缶や菓子の袋が出てきたということで、その空き缶とか菓子の袋には製造ロット番号が書いてあると思うのです。その製造ロット番号を調べたのか。年代測定です。このごみがいつ埋設された、埋められたのかという年代測定は行ったのかどうかお聞きいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） こちらの設計書の黒塗りの部分かと思えます。こちらの設計書については、県の単価表を用いて私どもの職員が設計をいたしたものでございます。こちらの金額を出してしまいますと、その数量等から単価等がわかってしまいますので、こちらについては、黒塗りをさせていただいたというものでございます。

次に、日付についてです。日付については、先ほど私のほうから説明したとおりに、4月10日に初めて市のほうに連絡があり、2回目の相手方の掘削というか、そういったもので2回目の連絡があり、それをもって4月19日に試掘をしたと。第2回目の試掘が6月5日、こちらについては、ほぼその相手方の要求として、自分が行う工事費相当額について賠償してほしいという求めもありまして、市としては、その前に1回やった試掘だけでは不十分であろうということもあり、追加の試掘をしたと。それが6月5日という点でございます。

最後に、空き缶や菓子袋にそのロット番号や年代がわかるものがあつたのではないかというお話ですが、まさにそのとおりでございます。そちらから昭和56年のものと平成3年ごろに発売されて世の中に出回っていたであろうという商品のものが出てきておりますので、ごみの入った、埋設物の入った可能性としては、その間の可能性もあるのかなというふうには思っています。ただ、あくまでもそれは結果ですので、何とも申しわけございませんが、そういったものが出てきているのが事実でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） では、その資料の提出を求めたいと思うのですが、可能ですか。

○委員長（津田 修君） もう1度。

○委員（石嶋 巖君） その年代がわかったということなのですが、その年代がわかった資料の提出は可能ですか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 年代のわかった資料といいましても写真でしかないもので、その写真をもってこの商品が、インターネット上なのですけれども、いつごろだったのかと調べたものなので、その資料という資料は実際には手元にはございません。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） それでは、森友学園の問題ではないのですが、自分で埋めて出てきたと言われて、ああそうですかと受けとめ、埋めた年代測定もポイントではないかと思うのです。ですから、そのところをはっきりさせることが必要なのではないかというふうに思います。

それとあと、先ほど尾木委員も言いましたけれども、契約書の瑕疵担保責任、それと弁護士のアドバイスどおりと相手方の要求、工事費相当額を要求してきたり、将来の負担も考慮しているということで、相手方と弁護士の言いなりに、これ事進めているのではないかというふうに思うのですが、その点はいかなのですか。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 相手方と弁護士の言いなりかという点、まずお答え申し上げますと、市で全くその対策や、それを考えていないというわけではございません。その状況、状況で、先ほど尾木委員さんのときもお答え申し上げましたが、いろいろな対策方法について検討はいたしました。ただ、それが法

的にどうなのか、あるいは根本解決に至るのか、それが間違いないのかという点で弁護士にも相談しています。これまでの質問の中でも、弁護士の言うとおりであったのではないかというふうに受け取られますが、市のほうで全く考えていないということは、実際にはございません。先ほどもお答えいたしました、問題の解決に向けて具体的な方策を実際に示すのが大変難しかったと。これは何でかという、建物が建っているという事情と、実は相手方の建てている建物というのが事務所でございまして、その自身がそのとき使用していた事務所については、第三者に貸す話になっておりまして、その期限が迫っていたと。建物の建築工事が進むのと、その相手方自身が引っ越ししなければならないという、実際その移転の期限がございました。そういう点も踏まえて、ではどうやったら相手方に問題を解決できるのか。市としても、税金を使って賠償するものですから、最も優位な方法は何かというふうには考えなかったわけではございません。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） でも、今初めてお聞きしますが、この土地を購入した人が事務所を建てて、その人が使うのかなというふうに、議案質疑の中でもそういうふうに私は聞いていたのですが、今お聞きしたら、今度は第三者に貸すというのが新たに出てきました。これは一体どういうことなのか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 第三者に貸すというのが、新しく建築した建物を貸すのではなくて、それまでご自身が使用していた別のところの事務所を第三者に貸す。ですので、相手方本人は、新しくできた建物に移らざるを得ない、そういった趣旨のものでございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員さんも大体10分ぐらいになりますので、できたら交代してもらおうと助かるのですが。

（「1点よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） では、高島総務部長。

○総務部長（高島健二君） 今、課長のほうからもございましたが、石嶋委員さんおっしゃるように、いろいろ方法がないかということで、弁護士さんの言いなりということではなくて、弁護士さんのアドバイスもいただきましたし、相手方のお話もよく伺って、市としてこの方法が一番最善な方法ではないかということで、今回このような形で上程をさせていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかの方、ひとつよろしく。

赤城委員、お願いします。

○委員（赤城正徳君） まず、お聞きしたいのですが、昭和45年でこの858平米の土地はお幾らで買ったのですか。

それと、弁護士に相談したときに、このような売買契約書は弁護士さんに見せて、そして弁護士さんのアドバイスを受けたのですか。

それと、もう1つは、とにかく買った人は筑西市を信用して買ったわけだね。このような状態になった。それをどのように解決していくかというのは、お互いに切磋琢磨したと思うのですが、そしてこの金額、損害賠償金の2,010万8,000円、この金額は、今までの議場で聞いたり何かしているところを見ると、市のほうから提示した。それで相手方が納得をしてくれたというようなお話ですから、とにかく市の信用というものは、早く言えば2,000万円で解決しようとしているのではないかと思うのです。だから、私はそ

の信用というものはお金ではなかなか買えないから、それでも最後には、早く言えば人を否めても最後はお金で解決するのですが、やはりこれだけの面積にこれだけの埋設物があったということは、私は2,000万円は、これは妥当ではないかなと。いろいろ相手方によっては、悪い知恵を働かせればとんでもない金額にもなっていたらと想像するのです。だから、お互いに、買った人は市を信用し、市は相手方を尊重してこのような金額になったのだと私は思うのです。だから、これからの土地に関しての今度は覚書とか何か、この土地に対しては一切今後そういうことはないようにしますという、そういう一筆を私はもらうべきではないかと思うのです。

それで、県開発公社などでも、明野地区あたりは工業団地をつくることによっていろいろな方策もいたしましたし、県は旧明野町時代に砂利を取った穴へいろいろな農家の近所隣の人も埋めましたし、業者さんも埋めたというようなことも聞いておりますし、それを県が一生懸命ドラを使って届く範囲まででそのごみを処理して、今あのようなファナック、あそこで建物が、ファナックでは全体は要らないと言ったのですが、県のほうでどうしても工業団地全部を買ってくださいと。県は莫大なる整備するお金をかけてファナックさんに引き渡したというようなことも聞いております関係上、私はこれはお互いに、筑西市も相手方もそれなりに私は話し合いに応じたのかなと、こう思っておりますので、ただいま言ったようなことをお答え願いたいと思います。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、ひとつよろしく申し上げます。

○管財課長（大谷公生君） 市が昭和45年に土地を取得したときに一体幾らだったのかという点でございますが、手元に資料がないのでお答えはできませんが、当時の土地の取得としましては、市民病院の土地とともに取得したということは、現在記憶してございます。

次に、契約書を弁護士に見てもらったのかという点かと思いますが、こちらについては、一番最初にその埋設物が発見された時点でファクスをお送りして、その考え方、市はこう思っているけれどもどうだろう、弁護士の先生からこうだよというやりとりで、実際に相手方のほうには、弁護士さんのほうには送ってございます。

次に、覚書についてでございますけれども、今回の仮合意に当たって合意書というものを相手方と交わしてございます。そちらは全部で8項目ほど書いてはございますが、今委員さんのおっしゃる点だけちょっと読み上げてさせていただきますと、「本件土地の地中に残置されていた埋設物については、今後甲が甲の責任において法に従って適正に撤去し、その費用、撤去に要する期間及びその間の営業損失等のいかににかかわらず、甲は乙に対する一切の請求を破棄する」と。甲というのは相手でございます、乙というのが市のほうでございます。次に、「今後甲が第三者に本件土地を利用させ、または売却する場合において、本件土地の瑕疵については全て甲に起因するものとし、乙には一切の責任がないことを確認する」という文言を盛り込んでございます。

なお、その2,010万8,000円という金額については、先ほどその算定に当たっては、賠償金ではございますが、実際に私どもの職員が、市が本来行うべき工事費として積算してございます。今回は、もう相手方に売却をし、建物が建ててございますが、それはさておいて、まず売る前に市はその埋設物を知っていた、存在をしていったと。これから売却するに当たって工事をしなければならぬ。その工事をする際に、その工事費として我々職員のほうで積算した額をもって工事費相当額、それを賠償金として、私どものほうは相手方と交渉をして、合意に至ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、よろしいですね。ほかにありますか。

はい。

○委員（赤城正徳君） それでは、この売買契約書は、ファクスで送って弁護士さんが見ているのですね。そして、弁護士さんがいろいろとアドバイスをしてくれた、だが先ほど尾木委員さんの売買契約書の8条では、これは「損害賠償の請求はできない」、こう書いてあるのですが、こう書いてあっても慣例だの何かを見て、弁護士さんはそれなりのアドバイスをくれたと思うのですが、この瑕疵担保ができないということに関しては、これはどう解釈したらいいのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 先ほども尾木委員さんのご質問にお答えしたのですが、こちらの条項については、売却した土地から何も出てこないということはないので、軽微なものについてもトラブルに発展しないがためにこういった特約をしているものでございます。今回発見された埋設物については、これまでの判例等から、土地そのものの性質を否定するだろうと。弁護士さんの判断もありますし、そういった事例もございます。この点で争うよりは、相手方と交渉をもって和解することが適当だろうというお話をいただいて、そういったことも参考にしながら我々は相手方と交渉してきたというものでございます。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかに。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 今回のこの件につきましては、もう新聞等にも報道されておまして、市民皆さんがかなり関心を持っていると。ですから、市民の皆さんにわかってもらうような説明をしなくてはいけないわけなのですが、その中で今回のこの土地を売ったというふうなことが、公募先着順売り払いと、こういうふうな形で売ったということなのですが、その前にやっているわけですよね。どういうふうな手順でやって、この公募先着順売り払いになったのかというふうなことがまた1つ。

それと、もう1つは、今でも市有地を売却した場合にいろいろやっているのでしょうけれども、今までのやり方と今回の手順というようなものは同じなのかどうか。同じような手順でやったのかどうか、まずこの辺を確認したいのです。何で公募先着順売り払いというふうな形で決まったのか、この辺ちょっと確認したい。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 今回売却した土地については、公募先着順による売り払いでございます。こちらに移る前については、実はこの土地は平成29年に一般競争入札に付してございます。しかし、応札者がなく、その後公募先着順に切りかえ、購入希望者を募ってきたという経緯がございます。

そのほかに、今回の土地とそれ以外の土地の手順の違いはあるかということでございますが、全く同じ手順を踏んで売却したものでございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） そのとき692万円というようなことで売却しているわけですが、この金額というふうなものは、最低の金額を設定してこういうふうな形になったのか。692万円というのは、何件かこの基準で応募あったのだけれども、一番早いからこの方に決まったということになったのか、この辺ちょっと確認します。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） この692万円については、不動産鑑定をかけてその額を決定しています。まず、入札は692万円にかけて、例えばある方は692万1,000円かもしれないし、もし応札があった場合、700万円かもしれないし、何とも言えません。しかし、その一般競争入札で購入希望者が、応札者がなかったものですから、公募先着順については、その最低価格である692万円での購入希望者を募ってございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） そのときに一番早かったからということですね。では、ほかにも、おくれたけれども応募したという方はいらっしゃらなかったということなのですか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） こちらの土地については、この方が購入する前に、たしか1件ほど問い合わせがございました。問い合わせがございましたが、地形、形がよくないということで、その方は、その連絡はありましたけれども、実際には購入というふうには至ってはいません。

○委員長（津田 修君） では、最後でひとつお願いします。

○委員（箱守茂樹君） もうちょっと。260坪という坪数ですね、坪数で換算しますと。これで692万円、この金額がああ辺の時価で見て妥当なのかどうかというようなこと。不動産鑑定を頼んでそういうふうな形で決まったということなのですね。

それから、市民の声として、売り先がそういうような形で決まったのだよと。特定の人に売り渡すためにやったのではないのだよと、それを言われています。それと、260坪という坪数で2,000万円からの賠償金、これがちょっと高過ぎるのではないかと。こういうような事例が出た場合に、例えば一般的に692万円で売って、何かトラブルがあったから、ではそのうちでは400万円、500万円、そういうような形になるのが普通ではないのかと。その3倍もするような賠償金を払うというふうなもの、この額というのは、こういう黒塗りでいろいろ出ていますけれども、わからないのだけれども、本当にそれで妥当なのかどうか。

それともう1つ、賠償金で払ったものの使い方、これが埋設物を取り除くのに、これは賠償金で払えば向こうが勝手にやればいいと、そういうようなことなのか。ですから、あるいは工事やらないで、それは賠償金で払ったのだから、あといつやるかはお宅の勝手ですよ。撤去しなくても何でもそれで済んでしまうのかどうか、これをちょっと確認したい。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） まず、692万円が妥当かどうかという点かと思うのですが、まず、土地の評価については、いろいろな評価の仕方がございます。一般競争入札といって一般市場にその土地を売買、売り出す以上、不動産鑑定が一番信用されるということで、不動産鑑定士にお願いして出してもらった金額でございます。

次に、賠償金、売り値の約3倍近くになっている、妥当かという点でございますが、その土地に入っている埋設物の状況、先ほどもお答え申し上げましたが、そちらの土地を、市が例えば売却する前に工事費としてやった場合にどうなるのかということで積算した額ですので、確かに3倍という額にはなりますが、本来市が行うべき金額、代金であるというふうには考えています。

次に、その賠償金の相手の使い方についてでございますけれども、実際賠償金を支払ってその工事を行

うかどうかは、相手方に委ねるという状況でございます。しかしながら、市としては、その土地の中にもういった埋設物がある、それを賠償しなければならないというのは事実でございますので、そういったことも考えて賠償金を支払うとするものでございます。

○委員長（津田 修君） ありますか。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） もう1つ関連してあれなのですが、入札を終えたときに、ほかの市有地を売却しようとしたときに、平成29年にやったときに応札者が誰もいなかったということです。これは、ほかの市有地を売却した場合も同じようなことがあるのですか。応札がなかったということ、ほかにも。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 一般競争入札で応札者がなかったと。ほかにはどうなのかという点でございますけれども、全ての土地について応札者があるとは限りません。応札があるほうが少ないです。ただ、応札がある場合に、当然応札があるということは、土地としていい土地である、人気というか、そういったものは複数当然応札がございます。ただ、今回の土地については、応札者がなかったという状況でございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 近くなので、ちょっと通り道に見られるのですが、もう既に建物建っています。建物建っているのです。それで整地もされているようです。外からぱっと見ただけなので、あれなのですが。4月19日に市のほうに連絡があったというようなときに、これは建物も既に建っていたのですか。それとも工事中でそういったものが出てきた、工事やろうと思ったらいろいろなものが出てきたというようなことを聞きましたけれども、そういったものがあつたにもかかわらず、工事を進めて建物ができたのかどうか。これ4月に連絡があったときに、見に行ったとき4月19日ですか、第1回目の試掘をしたと言いましたけれども、このときにはどんな状況だったのですか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 相手方の工事とその発見された関係という点かと思えますけれども、市が4月19日に埋設物試掘調査をやって、実際にそういった土地に関する瑕疵があると確認した時点では、もう基礎工事が終わり、骨組みが組み上がって、屋根を乗せる段階まで進んでございました。その工事を中止するかどうかは、市のほうからどうしてくださとも言えないので、相手方の言い分というか、そういった意見では、そういった状況があつたので、建物をそのまま建築して傾く可能性もあるので、例えば中止をできるかという点、相手が建設業者に確認をしたら、全ての発注が済んでいて、今さら取りやめてもらっても建設業者としては困るという話があつたらしいと。次に、工事代金のほうは、相手方はそのとき完納していたという点があつて、最後に、先ほどもお話ししましたが、自身の引っ越しをしなければならないという事情もあつて、このまま建物を建築せざるを得ないというふうに考えたという話は聞いてございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 私は近くなものですから、皆さんから話が聞こえてくるのですが、そうすると今回のことで試掘をしたときに、既に基礎ができていたと、そういうようなことなのですが、その部分は、今から掘り起こすというわけにはいかないにしても、その部分も市の賠償の対象になると、そういうよう

なことでの金額の出し方なのですね。既に建ってしまっていて基礎ができてしまっているところ、その下の撤去等はできないのでしょうかけれども、その部分も市の賠償の対象となるということで、260坪ですか、これ全部の賠償というようなことで計算したわけですね。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） まず、その工事の対象というか面積だと思うのですが、市のほうで試掘によって発見された場所と発見されていない場所がございますので、まずその発見された割合というか、そういった部分について今回、全体という賠償はなかなか難しいかと思うので、そういった試掘というものの結果を交えて賠償の範囲としたと。その工事費の考え方ですけれども、試掘によって実際に確認できた部分でなく、既存調査が不十分なところ、委員さんおっしゃるような建物の下についても、そういった材料をもとに存在範囲を推測して、その対象面積として考えてございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員、10分ぐらいになりますので。

それでは、稲川委員。

○委員（稲川新二君） いろいろ質問は出尽くしたかと思うのですが、今回のこの議案第16号については、買い主さんの立場からとってみると、本当に心労をおかけしたなど。責任というものは全て市のほうに責があるということで、よく私は和解に持っていったのかなということで思います。

ただ、その発見されてからの和解に至るまでの経緯とか、そういった部分で議案質疑等々でもいろいろな質問があったように、いろいろな考えがありますが、私はこれに関しては、この土地に関して、市の未利用地に関して、これまで売買なさってきたときに、そういった調査というのが行われてきていたのか。今後これ2,000万円というお金を市のほうから払うわけですから、非常に市民のほうにも説明の責任があるということで、今後の調査、今後これぜひ、市有地を売却するには、この教訓として生かさなければならぬという部分で、どのようなお考えがある。先ほど尾木先輩の答弁にも少し入っていましたが、今後の考え方です。市の未利用地を売却するに当たっての市の対応というのをしっかりと、今後この事案を教訓として持っていかなくてはいけないと思っているのです。そうではないと市民も納得しない。なので、これまでの市の未利用地の売却に対しての対応、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） これまで売却した土地のそういった地質というか試掘調査を行ってきたかという点でございますが、行ってきてはございません。それはなぜかと申しますと、市の未利用地の売却に当たり、庁内に、私管財課だけでその土地の地中内に何が入っているかというのは、実際は知り得ません。そういった土地は、事前に担当部局でこれまで何らかの土地として使われてきていると。そちらの用途が廃止されて、管財課のほうに引き継ぎを受けて売却をしているという立場上、まずそういった情報がその部局からなければ我々は知り得ることはできません。ですので、まず最初に、庁内にそういったものがあるかどうかの情報提供を依頼しています。さらに、こういった土地を売却するに当たって、固有財産の有効活用検討委員会というのがあるのですが、そちらにおいてもそういった特に意見もなく、さらに管財の歴代の担当者、ここはこういった感じの土地だとかいう情報もありますので、聞き取ったところ、全くそういった話もなく、何でというのが本音でございます。売却に当たっては、まずその売却する物件の条件整理というものがあまして、条件整理が簡単にできるもの、そして売りやすいとか買ってもらえそうな土地、さらにそういった障害物等の調整がないというものを踏まえて、優先してこれまで売却してい

ますので、今回の土地については、大変申しわけなかったのですが、完全にノーマークで、本当のことはわからなかったというところでございます。

なお、今後の方向性、調査については、まさに市民の皆様にご迷惑をかけるので、しっかりとやっていかなければならないな、生かしていかなければならないなというふうには考えています。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員、よろしいですか。

○委員（稲川新二君） 本当に今回質問の中にもありましたが、売り買いによって買い主さんに本当に無用の嫌疑というかそういうような話も出ますし、これは市のほうも本当に損害も出ますので、お互いにいいことは全くありませんので、今後このようなことがないように、ぜひ慎重にこういった件については進めていただきたいなというのが正直なところです。

質問ではありませんので、以上です。

○委員長（津田 修君） お答えのほうはよろしいですか。

○委員（稲川新二君） はい。

○委員長（津田 修君） では、三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 申しわけありません。質問をちょっと。最終的に私の最後の判断としてお伺いしたいのですが、今後のことを考えますと、ちょっと戻ってしまうかもしれませんが、箱守委員先ほど言われていましたし、質問の中でも先日ありましたけれども、日にちの問題で、4月16日にわかった時点、その時点で2回目が6月5日ということで、2カ月はないですけれども、かなり期間が長かったということがありまして、その時点で当然試掘する段階で工事がストップしてしまったと。その説明はいろいろ聞いて、先ほども聞きましたけれども、基礎は終わっていたと。建物もある程度建っていたと。また、土地は一番北西部にあったので、恐らく建物には影響ないだろうということで、建物はそのまま建てて進めてもらったということで、事務所の金額は全て払ってあると。また、さらに第三者に貸すことになっていたという要件が4つあるのですけれども、例えば埋設物というか、中に埋まっているものが、物によっては、例えばこれ完全にとめなくてはいけないような場合が今後あると思うのです。そういったときに、この市の対応として、これからどういうふうにしていくのかということをお聞きしたいなと思います。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） まず、今後も同じようなことが考えられる場合にどう対応していくかという点だと思うのですが、まず売却するに当たって、試掘調査をまずしっかりしていこうというふうに考えています。試掘調査も土地全面をできるわけではないので、土地から言えば面ではなくて点だと思うのです。ですから、5センチ、10センチずれただけで、そういった埋設物にたどり着かないということも考えられます。しかし、試掘調査をせずに今回売却してしまっているのです、先ほどの特約条項もありますが、そういった点で争うこと、そもそもできない。試掘調査をやっていれば、我々はこう調査をした結果、なかったのを売却したという話ができるのですが、今回に限ってはそういったものがないので、今後については、試掘調査をして売却し、その上出てきた場合には、その時々というか事情もあるかと思うのですが、それで対応していくしかないのかなというふうには考えております。

（「その続きもお願いします」と呼ぶ者あり）

○管財課長（大谷公生君） （続）医療廃棄物のような、そういった出てきた場合に、試掘で出てくれば

当然対応しなければいけないというふうには考えています。ただ、試掘で出てこなければわからないので、それは売った後そのケース・バイ・ケースで対応するしかないのかなと考えています。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） そういった部分で、やはり曖昧な部分です。6月でしたか、最後6月ごろには建物終わっていたのですかという質問をされた方が質疑であったのですが、事務所はできていたと思うということでありまして、要するにそういう条件があったからいいですよと認めてしまったわけですね。仮にそういった場合に、やはり私が思うのは、これ数字出たのかもしれないけれども、実際に建った建物、これも質疑でありましたけれども、建った建物を1回取り壊したり、埋設物を全て除去して再建築したときの金額、そのトータル金額というのがまず出ていたのか。出ていたらそれに対しての弁護士さんとのやりとりでこの2,000万円に決まったというのであれば、その差額と今後の市の責任はなくなるということで、納得はできる部分もあるのですが、この合計金額というのは1度、4月16日時点で計算というのは行われたのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 初めに、この件が発覚というか4月16日時点で試算、概算、ざっくりとですが、実際に計算はしてございます。その金額のほか、先ほどもお答えしておりますが、その土地自体が戻ってくる、その建物も一緒に取得しなければならない、その点を考えるとかなりの金額、そしてそういったものがついてくるので、今後、市としてそちらの埋設物の撤去をするのかしないのか。また、用途のない建物を取得しますので、どういった活用ができるのかという点は考えましたし、実際の障害となったのは事実でございます。その点を踏まえた上で弁護士の意見をお聞きしまして、市のほうで判断をしたというものでございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか、三澤委員。

○委員（三澤隆一君） では最後に。今のご説明では際限がないということですね。どこまで行くかわからないということでストップしたということだと思っておりますが、最後になのですが、稲川先輩からもちょっとあったのですけれども、やはり私これ、私たちもそうですけれども、市民の皆様にも今後どのように説明していくのか、対応していくのかだけ最後お聞きしたいと思います。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 市民への説明でございますが、あったことは事実でございますので、私どもも正直に説明していくしかないのかなというふうには思います。その売った金額よりも賠償しなければならない金額、確かに3倍近くになって、何でと思う点があるかと思うのですが、これは先ほども何度もご答弁いたしましたとおり、市が本来その埋設物を撤去しなければならない工事として見積もったものでございますので、その点は何とかご理解をいただきたいというふうには考えております。

○委員長（津田 修君） どうですか、よろしいですか、中座委員。

○委員（中座敏和君） 私も今回初めてといたしますか、新人なものですから余りあれなのですが、幾つか多分今までいろいろな県内でも全国的にもいろいろな判例があると思うのですが、その点はどれくらい調べて、これが一番妥当な今回の和解なのかなというのは、どれくらい調べたのかなというのはちょっと思ったのですが、その辺お聞かせいただければ。

○委員長（津田 修君） それでは、大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） この判例の調べた妥当性、期間だと思うのですが、私どもの職員は、この事実が判明し、最終的に相手方の金額について合意を得るまで、相当期間調べております。その間、当然なのですが、十分苦しんで、苦しみながら調べてきているものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

約1時間、長時間にわたっていろいろご意見いただきました。ありがとうございます。

それでは、この議案第16号について採決をしたいというふうに思います。

それでは、議案第16号「和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて」賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

挙手多数ということで、可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、1時間たちましたので、10分ぐらいちょっと休ませていただきたいというふうに思います。

休 憩 午前11時 2分

再 開 午前11時13分

○委員長（津田 修君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第25号「筑西市コミュニティプラザ条例の一部改正について」審査を願います。

続けて管財課から説明をお願いいたします。

大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） 議案第25号「筑西市コミュニティプラザ条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の改正は、コミュニティプラザ使用料の適正化を図ることを目的に、類似施設である公民館、各施設の使用料と平準化を図るものでございまして、主な改正点といたしましては、第7条、別表の使用料を改定するものでございます。改定前、貸し出しの単位を午前、午後、夜間とそれぞれの単位ごとに使用料を規定しておりました。改正後は、1時間ごとに使用料を定めることで利用実態に沿った料金とするものでございます。

また、備考に使用料に対する倍率を定めておりましたが、各施設ばらばらだったものを全庁統一するというので、市外の方が利用する場合の入場料を徴収する場合、営利または宣伝を目的に利用する場合を改正し、あわせて複数の条件に該当する場合、1時間に満たない場合、使用時間に片づけや準備の時間も含めると改正するものでございます。

なお、音響設備、ピアノ、スポットライト等の附属設備の使用料につきましては、新設や撤去、入れかえ等を行う可能性があり、使用料設定を柔軟に対応するため、コミュニティプラザ条例施行規則で定めることとしております。

最後に、附則として、改正日を令和2年4月1日としてございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。

質疑ございましたらお手を挙げてお願いをいたします。

石嶋委員、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） 議案質疑の中で出されたのですが、利用者との協議はどうかということで質問されて、総会、定例会で延べ40回程度説明されたという報告は受けたのですが、その中で出された意見、これはまだ聞いていないのです。意見があればその出された意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（津田 修君） 大谷管財課長、お願いします。

○管財課長（大谷公生君） こちらのコミュニティプラザについての説明について申し上げますと、利用する方の8割が減免で、残りの2割の方が利用者ということですので、そちらの方に関しては、この後説明をしていく予定でございます、これまで答弁で40回説明したというものはちょっと若干違うものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 私は、その減免とか増加になるということ聞いたのではなくて、総会、定例会で説明を行ったと、延べ40回程度。その中で出された具体的な意見をお伺いしたのです。もう1度意見を伺います。

○委員長（津田 修君） 高島部長、お願いします。

○総務部長（高島健二君） 説明については、行政改革推進課並びにその施設を所管するところで行っておりますが、特に大きな意見はございませんでした。説明した中では意見はございませんでした。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい。しようがない。

○委員長（津田 修君） ほかになければ、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、これより議案第25号の採決をいたします。

議案第25号「筑西市コミュニティプラザ条例の一部改正について」賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

それでは次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち総務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第37号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をしたいと思います。

続けて、管財課長からお願いをいたします。

大谷管財課長、お願いたします。

○管財課長（大谷公生君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち管財課所

管の補正予算についてご説明いたします。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節22補償補填及び賠償金、説明欄、土地管理費2,010万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、議案第16号「和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて」でご説明させていただきました。市が平成30年度に売却しました元市有地の地中から埋設物が発見されたため、相手方が行う撤去工事費用相当額を賠償金として支払うものでございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（津田 修君） ご質疑よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） なしというご意見がありました。

それでは、この議案第37号の管轄については、終わらせていただきます。

それでは、以上で総務部所管の審査が終わりました。

執行部の入れかえをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、企画部所管の審査に入ります。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち企画部所管の補正予算について審査を願います。

企画課から説明をお願いいたします。

まず、島村企画課長、よろしくお願いたします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち企画課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。14ページ中ほどになりますけれども、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、そのまま15ページに移りまして、節2総務管理費補助金につきまして544万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄1の個人番号カード利用環境整備費補助金でございます。こちらにつきましても、マイナンバーカードを活用いたしました筑西市自治体ポイント活用推進事業が国庫補助対象となったことに伴います補助金の増額でございます。なお、事業の内容につきましても、後ほどの歳出のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。20ページ、款2総務費、項1総務管理費、中ほどになりまして、目6企画総務費、そのまま21ページに移りまして、説明欄のふるさと納税推進事業に87万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらの増額の内容でございますけれども、現在ふるさと納税の寄附受付窓口といたしまして、1社のインターネットサイトを利用してまいりましたところでございますけれども、寄附額の受け入れの増加を図るため、より多くの皆様の目に触れるよう、新たに2社のインターネットサイトとの契約を行ったことによりまして、それらのインターネットサイトの使用料を増額するものでございます。

次に、筑西市自治体ポイント活用推進事業で1,168万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、需要費89万2,000円、委託料1,079万2,000円でございます。こちらの事業の概要でございますが、マイナンバーカードにポイントカードとしての機能を付与いたしまして、こちらのポイントとキャッシュレス決済の仕組みを連動させるための環境を構築するというものでございます。

次に、具体的な取り組みを申し上げます。まず、マイナンバーカードを取得した方がこの制度を利用するためには、さらにマイキーIDというものを設定する必要があるがございます。その設定に対する支援を行う予定でございます。そのほか、ポイントを利用するための店舗の募集、それと筑西市におけますポイント管理システムの構築、そしてこの事業の広報活動を予定しているところでございます。

なお、マイキーIDの取得支援、店舗の募集、それと広報活動に係る経費につきましては、先ほど申し上げました国庫補助対象事業となつてございます。補助率は10分の10でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、審議のほう入らせていただきます。

石嶋委員、どうぞ。

○委員（石嶋 巖君） 21ページの筑西市自治体ポイント活用推進事業なのですが、マイナンバーとキャッシュレスということなのですが、筑西市の高齢人口割合30.6%が老年人口になるわけですが、この方々がキャッシュレス対応できるのかどうか。さらには、マイナンバーとポイントカードにするということなのですが、常に持ち歩かなければならない。紛失するリスクもあるわけです。ですから、その辺を考えると、高齢者に対する配慮というか親切心が、余りにも足りないのではないかというふうに思います。

以上、伺います。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、キャッシュレス対応ができるのか、それからマイナンバーカードを持ち歩くことによる紛失等のリスクについての対応というご質問かと存じます。こちらの制度につきましては、筑西市単独の事業ではなくて、総務省が、国全体といたしまして推進している事業でございます。実際のところは、まだ国のほうから詳細な制度の説明のほうはされておりませんが、例えば新聞報道等によりますと、まずマイナンバーカードを持ち歩くかどうかということなのですけれども、今現在の新聞報道等によりますと、スマートフォン等を使った仕組みを構築しているというふうに伺ってございます。したがって、決済のときにおきましても、カードそのものではなくて、スマートフォン等を使ったQRコード決済のようなものを想定しているというふうに伺ってございます。今回のこちらの自治体ポイント活用推進事業につきましては、そちらの国の制度にのっとって、筑西市のほうでも実施するというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

よろしいですか、ありますか。もう1つ。

○委員（石嶋 巖君） 65歳以上の方が30%以上いらっしゃるわけです。その方々が果たしてスマートフォン、どのぐらいの人が利用しているのかどうか、調査したことはあるのですか。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） お答えいたします。

スマートフォン保持者の割合については、私どものほうでは現在把握しているものはありません。
以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） いいです。

○委員長（津田 修君） ほかに質疑。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） まず、ふるさと納税のほうなのですけれども、これ今度ポータルサイトを追加したいということなのですけれども、本当にこの間も質疑で答弁されたのだからちょっと忘れてしまいましたけれども、とにかくふるさと納税でいただくよりも、返礼品も返さなければいけないのを差し引くと、本当にプラス・マイナス、逆にマイナスになってしまうという金額、6,000万円だか何だかありましたよね。そういう部分を思うと、やっぱりもっともっと、もちろん使い勝手、皆さんが納税しやすいようにこのポータルサイトというのを追加していただくというのは、とてもいいのですけれども、このポータルサイトを追加するに当たっての費用的なものというのは、どのぐらいかかってしまうのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

今回ポータルサイトを追加するに当たりましての追加となる費用でございますけれども、今回2社と新たに契約をいたしましたところ、寄附額の9%から11%相当が使用料として新たなポータルサイトのほうに支払いを行うということになってございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） そうしますと、また支出が大きくなっていくという部分で、本当に納税していただく方をとてもふやさなければいけないという部分になってくるかと思うのですが、その辺の納税を今まで以上にふやす部分で、サイトが拡大されたというだけではなくて、市としてのでは納税者をふやすための返礼品になってしまうのかもしれませんが、そういう部分の工夫的なものというのは、どういふふうにされているのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

納税者をふやすための取り組みでございますけれども、まず返礼品の数でございます。ことし4月1日現在で132品目の返礼品を用意してございました。こちらの返礼品の数が9月1日では167と、ことしに入りまして35件ほど返礼品の数を増加してございます。また、体験型返礼品といたしまして、筑西市に実際に来ていただいて、筑西市で農業体験等をしていただくというような返礼品もそろえることによりまして、筑西市に来ていただく、そしてそこでプラスアルファの経済効果が生まれる、そういった工夫も取り入れているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

よろしいですか。もう1つ。尾木委員、お願いします。

○委員（尾木恵子君） ごめんなさい、今のマイキープラットのほうなのですけれども、これまずはマイナンバーカード、それをつくるというのが一番先のやり方ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（尾木恵子君） （続）その辺、今度は新聞なんかにも載っていましたが、市の職員の方をまず皆さんに持っていただくと。それからという形もあったみたいなのですが、この筑西市としての職員の方たちの普及率というのはどんな感じなのですか。

○委員長（津田 修君） 高島総務部長、お願いします。

○総務部長（高島健二君） 済みません、はっきりした数字は、ちょっとあれなのですが、記憶している範囲ですと、現在取得している者、それと現在申請中の者、合わせますと94%ぐらいは達していると思います。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） いいですか、もう1つ。はい。

○委員（尾木恵子君） 済みません。わかりました。それで、それはまずは職員の方たちにそれをつくっていただく。今度は市民の方に対してというふう分で、若い方はカードという形で、本当に赤ちゃんなんかもつくっている方もいらっしゃるのですけれども、なかなかまだまだ浸透しているかという、いまいちまだかなというので、結構出張して作成のお手伝いしてくださるというようなこともやっただきっているようなのですけれども、その辺の周知も、例えばですよ、地元のちょっとした自治会単位とか、そういう中でも申請させていただければ来ていただけるのかという部分とか、本当にどの単位で来てくれるのかというようなことも、実際ちょっと余り市民の方というのは、よく認知していないかなと思うのですが、その辺の広報的なものというのはどのようにされているのでしょうか。

○委員長（津田 修君） それでは、鈴木市民環境部長、お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） マイナンバーカードの普及については、市民環境部のほうからご説明させていただきます。

今、尾木委員のほうからお話のありました出張申請については、もう既に市民環境部としては始めておりまして、今年度も幾つかの自治会の方と、開催日については調整をしているところでございます。

周知については、確かに広報やビラ等でお知らせをしているところではございますが、まだ余り認知されていないということもございますので、今後その点については改善をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（津田 修君） どうぞ、関口企画部長、お願いします。

○企画部長（関口貴一君） ただいま市民環境部長のほうからご答弁ありましたように、我々自治体ポイントとマイナンバーというのは2つの両輪ですので、それを連携しながら施策を進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員、お願いします。

○委員（尾木恵子君） やっぱり今両輪ということなので、本当にその辺のマイナンバーカードをつくっていただくときに、こういうふうマイキープラットのあれが今度徐々にこういうふう変わっていきますよというようなのも一緒にセットでやっていただければいいのですが、そういうふうになってい

るのですか。

○委員長（津田 修君） 関口企画部長。

○企画部長（関口貴一君） 尾木委員さんただいまおっしゃったように、今回の補正予算の中の大きな目的がそこなのです。マイナンバーの窓口来た方が、その足ですぐマイキーIDを設定できるような、そういった委託料という形で今回、国のほうから補助金が出ていますので、そういった取り組みを政策的に展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（津田 修君） では、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） ただいまの部長の答弁に関連してでございますけれども、議案書の21ページの13委託料のところでございますけれども、マイキーID設定支援委託料といたしまして、こちらで365万円計上してございますけれども、こちらがマイナンバーの取得とあわせてマイキーIDの設定支援を行うための経費でございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、ほかにはございませんでしょうか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 本当に済みません。1点だけ。自治体ポイントは自治体独自のものなのですか。この店舗の募集なんかもありますけれども、それはこの自治体で使ったものだけがそのポイントを課されるのかというところを知りたいのです。済みません。

○委員長（津田 修君） はい、どうぞ、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

まず、こちらの制度につきましては、まだ総務省のほうで、正確にこういう制度になるという説明がされておきませんので、これまで本市が取り組んできた内容で、これまで総務省からあった説明と、それに基づいて現在本市が取り組んでいる内容でご説明申し上げます。

まず、マイナンバーカードにポイントをこちらにためてまいります。実際にマイナンバーカードを直接使って支払いをしなくても済むような仕組みづくりを今総務省のほうで行っているのですけれども、マイナンバーカードにためる仕組みは、国統一のものでございます。それから、使うための仕組みというもの、こちらもやはり国統一のものでございます。

さらに、筑西市の場合に、ただいま行政ポイントというものを今検討しているところでございますけれども、こちらは筑西市独自のものでございます。市が指定いたしました健康増進活動ですとかボランティア活動に参加していただいた方にポイントをおつけいたしまして、そのポイントをこちらのマイキープラットフォームのほうに合算をしてつくるというようなことで、今現在は制度の構築を進めているところでございます。

したがって、国統一の仕組みの中で動いているポイントと、そこに筑西市が単独で取り組んでいるポイントの、2つの事業を今どううまく制度を構築するかということで進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員、よろしいですか。

○委員（稲川新二君） 了解しました。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、財政課からの説明をお願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課の板橋と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄、財政調整基金繰入金につきましても、今回の補正予算に伴う収支調整のために1億5,276万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、説明欄、財務会計システム改修事業に40万円の増額をお願いするものでございます。令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度開始に伴い、歳出予算の7節の賃金を廃止し、8節以降の節について、その番号を繰り上げるための財務会計システムの改修経費でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。お願いします。

よろしいですか、ありませんでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしというふうに認めます。

質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の審議は終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。

〔企画部退室。市民環境部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは次に、市民環境部所管の審査に入ります。よろしく申し上げます。

議案第20号「筑西市印鑑条例の一部改正について」の審査を願います。

それでは、市民課からの説明をお願いいたします。

板谷市民課長、お願いいたします。

○市民課長（板谷典子君） 市民課長の板谷です。よろしく申し上げます。説明につきましては着座にてさせていただきます。

議案第20号「筑西市印鑑条例の一部改正について」ご説明いたします。旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするため、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行されることになりました。これに伴い改正される印鑑登録証明事務処理要領の内容を受けて、住民票に旧氏の記録がされている場合には、旧氏での印鑑登録を行うことができるようにするため、筑西市印鑑条例の一部を改正するものです。

まず、第4条第3項第3号は、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加するものです。

第5号は、条例及び施行規則の整合を図るため文言を精査し、男女の別を削除し、第6号を第5号に、第7号を第6号に、第8号を第7号とするものでございます。さらに、今回の改正に伴い、同条第4項中、

印鑑登録原票の記録先を「磁気テープ」から、現状に合わせ「磁気ディスク」と改めるものです。

次に、第11条第1項第4号の改正につきましては、旧氏が記録されているものの旧氏に変更があった場合には、印鑑の登録を抹消するものです。さらに、第13条前段では、印鑑登録原票の記録先を、現状に合わせて「磁気テープ」から「磁気ディスク」と改め、第1号では印鑑登録証明書の記載事項に旧氏を追加することとするものです。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を令和元年11月5日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、議案第20号についての質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市印鑑条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員であります。よって、本案は可決をされました。

次に、議案第21号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

消防課長から説明を願います。

青木消防防災課長、よろしくお願いをいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） 消防防災課長の青木です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第21号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づきまして、災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給、または災害援護資金の貸し付けを行うことを目的としておりますが、法律が本年6月7日に改正され、8月1日から施行されることに伴いまして改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等を鑑み、返済金の支払い猶予、償還免除の対象の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底に関して法律が一部改正されたことに伴い、市条例の該当箇所を改正するものでございます。

具体的には、条例第15条第3項中の「法第13条第1項及び令第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改め、また附則第4項中の「法第13条第1項」を「法第14条第1項」に改めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

石嶋委員さん、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） 災害弔慰金なのですが、今までに弔慰金を支払われた事例があれば伺います。

○消防防災課長（青木 徹君） 今回ですか。今回の東日本大震災における弔慰金でございますけれども、30名の方が一応利用させていただいております。内容としましては、筑西市の方が27名、その他が今のところは3名ということでございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） それで、この支給等に関するという、具体的に弔慰金、額がふえるのですか、どうなのですか、これ。具体的なところは、弔慰金の。

○委員長（津田 修君） 青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） お答えいたします。

こちらは350万円が上限となっております。これは、筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条に基づき災害の貸付金の限度額が決まっている値段でございます。今回、法が改正によって何が変わったかと申しますと、まずは支払いの期間は7年と。猶予が6年あって、その次の年度、7年に関して支払っていくわけでございますけれども、その7年の中で、例えば年に2回、今のところ返していただいているのですけれども、年に1回とか、あとは2年に1回とか、7年は変わらないのですけれども、その中で返す仕方が自由に今回はなったというような形でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） やはり災害を受けて被災して生活を取り戻す、再建していく。なりわいを再建していくというのは、本当にこうした弔慰金の充実が求められていると強く思います。

以上です。

○委員長（津田 修君） では、市民環境部長、お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） 今回の条例改正で変わるのは、災害弔慰金ではなく災害援護資金の貸し付けについて、さまざまな償還期間であるとか返礼品等が変わってくるというものでございます。

先ほど課長のほうからご説明いたしました350万円というのは、災害援護資金の貸し付けの限度額でございまして、それとは別に災害弔慰金の支給額につきましては、500万円が上限ということになっております。訂正いたします。

以上です。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員であります。よって、本件は可決をされました。

次に、議案第27号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の審査を願います。

環境課長からの説明をお願いいたします。

それでは、仁平環境課長、よろしく申し上げます。

○環境課長（仁平正幸君） 環境課の仁平と申します。よろしく申し上げます。着座にてご説明させていただきます。

議案第27号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、今回の条例改正につきましては、市営墓地使用に際しまして、使用料、管理料、管理料の徴収条件に生じております不均衡を是正すること、消費税率の改定に対応するための改正のほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第13条、第18条、第19条、第21条、第22条につきましては、墓地の使用目的、使用者の資格、墓地の使用に関する手続を明確化するものでございます。

第7条、第16条の改正につきましては、別表に掲げる部分として示す部分を追加するものでございます。

第16条第2項の改正につきましては、管理料の徴収条件の統一により不要となる規定を削除するものでございます。

別表第7条、第16条関係の改正につきましては、市営墓地利用の使用料、管理料に関するものでございまして、使用料につきましては、協和台原公園墓地の使用料を市内者、市外者、ともに同額にしようとするものでございます。管理料につきましては、墓地ごとに管理料を統一しようとするものでございます。あわせて、令和元年10月1日から施行されます消費税率の改定分を加味して、使用料、管理料の見直しを行うものでございます。

額の変更について詳細をご説明いたします。まず、明野墓地につきましては、管理料の項につきまして1,200円から1,300円にするものでございます。こちらは、現在の管理料に消費税増税分を加味したものとなっております。

次に、明野富士見霊園につきましては、管理料について、第1種、和型の項を3,000円から2,800円に、第2種、洋型管理料の項を2,400円から2,800円にするものでございます。こちらは、現在区画の面積で管理料が異なっておりますものを同額とし、消費税増税分を加味したものとなります。

次に、協和台原公園墓地につきましては、使用料について、AからEまでの区画を市内者45万円、市外者65万円だったものを36万円に、既設区画を市内者45万円、市外者65万円であったものを45万円とするものでございます。こちらは現在、市内者、市外者で使用料が異なっているため、市内者、市外者を同額とし、区画の面積に応じた料金とするものでございます。管理料につきましては、全ての区画を3,060円から3,200円にするものでございます。こちらは、現行の管理料に消費税増税分を加味したものとなっております。

最後に、附則でございますが、この条例を令和2年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第27号の採決をいたします。

議案第27号「筑西市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員でございます。

よって、本案は可決されました。

大変申しわけないのですが、続けてちょっとやらさせていただきます。

それでは次に、議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」、分割付託分について審査を願います。

市民安全課から説明をお願いいたします。

西秋市民安全課長、よろしく願いをいたします。

○市民安全課長（西秋 透君） 市民安全課長の西秋でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、消費税率の改定に伴う自転車等駐車場利用料金の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、第4条、6条、7条、9条、10条、11条、13条及び14条の改正につきましては、ほかの条例との整合を図るために文言の調整を行ったものでございます。

次に、第11条、別表の利用料金のこちらの改正につきましては、現在の利用料金は、消費税5%当時に積算された料金であることから、令和元年10月1日から施行される消費税率の改正に伴い、施設の維持管理コストを転嫁するために利用料金の見直しを行うものでございます。

最後に、附則でございますが、利用料金の改正につきましては、令和2年4月1日から施行することとし、経過措置としまして、利用料金の改正施行前に利用開始された定期料に関しましては、従前の料金での取り扱いとすることにしております。

以上が条例改正の内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしということでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第33号の採決をいたします。

議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員であります。よって、本案は可決をされました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、環境課から説明を願います。

仁平環境課長、よろしく願いします。

○環境課長（仁平正幸君） 環境課の仁平と申します。よろしく願いいたします。ご説明は着座にていたします。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。議案書の18ページ、19ページとなります。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入、説明欄81雑入につきまして12万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、旧筑

西食肉衛生組合の施設を利用しておりました業者の施設利用料等についての滞納繰越金でございます。滞納金のうち月々1万円の分割納付の1年分である12万円を予算計上しておるものでございます。債務者の状況につきまして調査を行いました結果、滞納繰越金の回収は困難と判断されるため、今年度におきまして、筑西市債権管理規則第16条に規定されております債権の免除手続をとるため減額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。議案書の24ページ、25ページとなります。款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境衛生費、節19負担金補助及び交付金、と畜事業清算経理につきまして6万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、旧筑西食肉衛生組合の構成市町村でありました結城市と取り交わしました事務承継に関する協議書において、未収金のある場合には筑西市と結城市に均等に配分しておりますことから、歳入に計上しております滞納金12万円の半額を結城市へ配分するための予算でございます。今回その財源となります歳入について減額をお願いしておりますので、歳出についても減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。

それでは、次に消防防災課から説明をお願いいたします。

それでは、青木消防防災課長、よろしくお願いいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） それでは、議案第37号のご説明をさせていただきます。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。18、19ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄の細節2、消防団員退職報償金1,821万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成30年度に退職された消防団員51名分に当たる退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となるものでございます。予算要求時には退職団員数が未確定であったことから、今回増額補正するものでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。26、27ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費、説明欄の消防運営事務費でございますが、歳入と同じく平成30年度に退職された消防団員51名の退職報償金として、歳入と同額の1,821万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対し、在職年数及び階級に応じて支払うものでございます。平成30年度の退職報償金支給対象者の内訳でございますが、5年以上10年未満の団員が20名、10年以上15年未満の団員が12名、15年以上20年未満の団員が6名、20年以上25年未満の団員が5名、25年以上30年未満の団員が1名、30年以上の団員が7名で、合計51名となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） 質疑なしという声がありました。質疑を終結いたします。

次に、空き家対策推進課からの説明をお願いいたします。

それでは、坂谷空き家対策推進課長、よろしく願いいたします。

○空き家対策推進課長（坂谷康弘君） 空き家対策推進課の坂谷と申します。よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、空き家対策推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。議案書の18ページ、19ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄の細節93、行政代執行費用収入49万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、景観上の事象及び自転車通学中の学生を敷地外にはみ出たツタなどが絡みついて自転車を転倒させて、既に通行人に悪影響を及ぼしていることから、平成30年に特定空き家に認定した女方地内の空き家について指導、勧告、命令と法に基づく手続を進めてまいりましたが、所有者等による措置が進まないことから、行政代執行を実施することと予定しております。今回の増額補正につきましては、所有者から徴収する費用相当分を歳入として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。議案書の20ページ、21ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目14防犯対策費、節13委託料、説明欄の空家等対策事業でございますが、歳入で説明いたしました平成30年に認定した特定空き家に係る行政代執行に係る経費として、歳入と同額の49万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。この委託料は、敷地内及び特定空き家全体を覆っている草木の除去を実施して、市民の生活環境の向上を図るものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で議案第37について全ての説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手多数。よって、可決されました。

以上で市民環境部所管の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

執行部は退室を願います。

ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（津田 修君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 9分

○委員長（津田 修君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議員提出議案第3号「最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の提出について」審査いたします。

議員提出議案第3号について協議を願います。

ご意見を頂戴いたします。どなたかございませんでしょうか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） もっともこれが常任委員会にかかるという部分がわからなかったもので、本当にそれだけの裏づけの資料等もちょっときょうは持ち合わせがないので、本当に思ったような審議ができるかと言われたら、ちょっとわからない部分もあるのですが、今自分の中で入っている知識だけでちょっと意見を言わせていただいてもいいでしょうか。

○委員長（津田 修君） はい、どうぞ。

○委員（尾木恵子君） 今回、賃金を上げるということは、もう政府のほうで決めた問題だと思うのです。ここでは大幅な引き上げを求めるということなのですが、まずは将来的には本当に日本全国どこでも最低賃金を1,000円台にしようというのが政府の考えだと思うのですが、それをやっぱり段階的にやるというか、一度にそれはできるのにこしたことはないのですけれども、やはりさっき言われたように中小企業の支援もやっていかないと、中小企業側が払うという部分ではやっぱり負担になってしまうという部分もあるので、これ本当に両方の手当てが必要だと思うのです。

そういったときに、この言っていることはわかるのですが、早急に茨城県においても27円だっけ、前年比27円から上げなさいというふうに茨城労働局長のほうには答申してあるということなので、やっぱりこれは段階的に引き上げるものなのかなという部分で、ちょっと早急に一律に1,000円というか、大幅な値上げという部分ではちょっとどうなのかなというふうに気分としては思っています。東京のほうは、まず1,000円に上がったという形だと思うのですけれども。

○委員長（津田 修君） では、逐次段階を追ってというお話ですね。

○委員（尾木恵子君） はい。

○委員長（津田 修君） ほかにございませんでしょうか。何かありますか。

では、箱守委員、お願いします。

○委員（箱守茂樹君） 正直この意見書というのも、尾木委員が言われたように、これ中を見ますと難しい問題もいっぱい、大事な問題もいっぱいあるのだよね。それをぽっと出されて、さあ、これで賛成か反対かとなると、非常に問題もあるのではないかと思いますし、全国加重平均という言い方でしていますけれども、東京都だとか茨城県と、この差も違いますし、こういったものを一議会在、一地方の議会在がこのところで、これは全国のというか国へ要望として、意見書として上げるわけだからあれなのだけれども、片方で中小企業の支援というようなことをうたってありますけれども、この辺ももう少し明確にしていかないと、ますます地方の経済、森委員長が言ったではないけれども、中小企業に行って仕事をして、営んでいる会社というのはますます厳しくなっていくのではないかと思いますし、その辺も含めて、中身

はトータルとして見れば、そんな特別におかしいとするのではないのだけれども、ここ見るとちょっと問題だなというところはあるよね。私はそう思いますので、今早急に結論を出すというのではなくて、やっぱりどうなんですかね、具体的な数字をもっと出してもらって、継続審議というようなことでいいのではないかと思うのだけれども。

○委員長（津田 修君） もうお一人ご意見ありましたら、ちょっと。

では、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） これ地方自治法第99条で、意見書の提出が地方議会からもできるようになったのです。ですから、これの運用なのです。だから、国に対して、皆さんご意見あったようにいろいろ不足している部分もあるかもしれませんが、意見書として関係行政庁、国会に出すわけですから、意見ですから、だから最低賃金ということで、今茨城県は27円上げてくれということだけれども、822円で、本当に沖縄県、鹿児島県に次いで低い時給なのです。ですから、これを上げろということで意見を出すということだから、意見書として上げるわけですから、そんなに論議を密にするという必要があるのかなと私は思うのです。

やっぱり人口問題で、議会でも人口対策で出されていますけれども、先ほど尾木委員も言われましたけれども、東京は1,000円超えていますから、やっぱりこれ経済効率から見れば、時給の高いところへ行くわけですから、地方からどんどん、どんどん東京とか都市に集中していく、地方はますます疲弊していく、こういう構造なのです。ですから、最後に全国加重平均で1,000円ということもうたっているわけです。ですから、都市部と地方も均等に発展していくという上では、やっぱり最低賃金を上げるということが何としても必要だということでの意見書です。

○委員長（津田 修君） わかりました。もうお一人誰か。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど石嶋委員言われた、私もこれ実はさっき賛成の立場で立ったのですけれども、やはり箱守委員言うように、これはやっぱり大事な案件ですから、もうちょっと時間をかけて審議したいし、私もこれもしもらえば自分なりに下調べすると思うので、やはり時間をいただきたい。意見書を出すためには提出者が必要だということなのですが、提出者はどなたかにもお願いしても出すことはできると思いますので、できれば最初に上程するとき一緒にこれを出していただければ、もう少しゆっくりもむことができますし、あとこれ個人的なあれになってしまいますけれども、地域差というのはあって当然で、物価の高い都市部は高くなくては生活できませんから、それを一気に詰めるというのはちょっと無理があると思うので、やはり地方が発達すればそれなりに賃金も上がってくると思うので、そういった部分も考えれば、尾木委員が言うようにやっぱり徐々に、徐々に段階踏んでいくというほうが、私はよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（津田 修君） わかりました。

○委員（尾木恵子君） よろしいですか。

○委員長（津田 修君） それでは、もう1回。

○委員（尾木恵子君） これ意見書出すことには、もちろんだろうのこうはないです。ただ、今政府はこういうふうに行っていますよと言って走り出した段階なのです。ですから、こういうふうに行っていく

のは、当然国はやっていきますよと言っているのに、あえて意見書を出す必要があるのかなと私は思います。

以上。

○委員長（津田 修君） いいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 最低賃金の改定したばかりだし、それでこれだけの一気に大幅な値上げと。大幅というのはどれだけの……

（「財政の……」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）やっぱり段階を踏んでやるべきだよ、何事も。一気にというのは、ちょっと無理なところもあるよ、何事も。だから、皆さんが継続審議にでもしておけばいいのではないですか。また本会議でぱたっと決めてしまっても構いませんが、賛否とって。

○委員長（津田 修君） あと5分ぐらいですから。

はい。稲川委員。

○委員（稲川新二君） やっぱり大幅なという文言が入っていますけれども、やはりこれは政府はもう今後上げる方向に動いているわけですから、やっぱり段階を経ていく問題だと私も思いますし、中小企業の身である私なんかも、やっぱりそちらも何とかいい方向に持っていつてもらわないとという考えもありますし、やっぱり継続して。意見書だからという考え方もありますけれども、やっぱり市議会という名前をもって出すからには、もう少し時間をかけて精査して意見書も上げていくのがいいのかなということで、私のほうは継続審議を希望します。

○委員長（津田 修君） あとでとらせていただきますが、もう1人中座委員、ちょっと。

○委員（中座敏和君） 僕もやっぱり段階が重要かなと思いますので、継続で。

○委員長（津田 修君） はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんにご意見をいただいたということで、決をとってみたいというふうに思います。

それでは、本議案は閉会中も慎重な審査が必要と思われれます。ついては、本議案を継続審査とすることのお声がありました。それによって、ちょっと決をとらせていただいでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、継続審査ということでご賛成の方、ちょっと挙手を願いたい。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） わかりました。それでは、挙手多数ということで、本議案は継続審査とすることに決しました。

それでは、継続審査ということでよろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

なお、本委員会の審査結果報告等につきましては、委員長に一任をお願いしたいということでございます。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時46分